

3 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかつた場合においても、繰り越されることはない。
 (週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第九条 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第一項ただし書の規定により週休日を設け、同条第二項の規定により勤務時間を割り振り、勤務時間法第七条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、勤務時間法第九条の規定により休憩時間を置き、又は前条の休息時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行つた場合には、人事院の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

第十条 各省各庁の長は、勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務と(時間)

- 一 勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務（人事院が定める基準に適合するものに限る。）とする。
- 二 研修

二 勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務（人事院が定める基準に適合するものに限る。）とする。

- 一 職員が一日の勤務の全部を離れて受ける研修
- 二 勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務（平成二十七年法律第六十二号）第二条第二号に規定する矯正医官をいう。）が行う施設外勤務（矯正施設（同条第一号に規定する矯正施設をいう。第十三条第一項第三号本において同じ。）の外の医療機関、大学その他の場所において医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換を行う勤務をいふ。）

第十一条 削除 (船員の勤務時間の特例)

第十二条 勤務時間法第十二条の人事院規則で定める職員は、給与法別表第四〇公安職俸給表（二）、給与法別表第五海事職俸給表又は給与法別表第八イ医療職俸給表（二）の適用を受ける職員とする。

2 勤務時間法第十二条の人事院規則で定める作業は、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るために命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業（職員が本来の業務として行う作業で人事院が定めるものを除く。）とする。
 (育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第十二条の二 第十二条から第四条の一まで、第四条の三（第一項第一号を除く。）並びに第五条

第一項及び第二項の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

2 育児短時間勤務職員等に対する第五条第三項の規定の適用については、同項中「前項各号の基準に適合し、かつ、週休日」とあるのは、「週休日」とする。

第三章 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間

(宿日直勤務)

(勤代休時間)

第十三条 勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務（次号に掲げる勤務を除く。）

二 前号に規定する業務を目的とする勤務のうち、庁舎に附属する居住室において私生活を営みつつ常時行う勤務

三 次に掲げる当直勤務

イ 警察庁本庁における被疑者等の身元、犯

ハ 皇宮警察本部、地方検察庁又は公安調査

口 府における警備又は事件の捜査、調査、処理等のための当直勤務

二 国立児童自立支援施設又は障害者支援施

設における入所者の生活介助等のための当直勤務

一 業務の管理若しくは監督又はこれらの

補佐のための当直勤務

本 矯正施設における次に掲げる当直勤務

（1） 業務の管理若しくは監督又はこれらの

補佐のための当直勤務

（2） 入所、釈放又は面会に関する事務処理、警備等のための当直勤務

（3） 象台における災害発生に係る緊急業務

（4） 外務省本省における対外関係に係る緊急業務

（5） 海上保安部の分室又は海上保安署における警備救難業務

（6） 原子力規制庁における原子力施設の事故発生に係る緊急業務

ヘ 保護観察所における次に掲げる当直勤務

（1） 保護観察に付され保護観察所に居住している者に対する指導監督及び補導接護

（2） のための当直勤務

（3） に規定する者に対する保護観察

（4） のための調査における関係人に対する質

問等のための当直勤務（一）に掲げる勤務を除く。）

東京保護観察所における保護観察に付された在不明となつてゐる者に関する身元の照会の処理等のための当直勤務

チ 病院又は診療所である医療施設における勤務を命ぜる場合には、次に掲げる基準に適合する。かつ、週休日」とあるのは、「週休日」とする。

ト 病院のための当直勤務

チ 病院又は診療所である医療施設における勤務を命ぜる場合には、次に掲げる基準に適合する。かつ、週休日」とあるのは、「週休日」とする。

チ 病院のための当直勤務

第三十四条 各省各庁の長は、前条第一項第二号に掲げる勤務を命ぜる場合には、当該勤務が必要とする。かつ、職員の心身にかかる負担の程度が軽易であるようしなければならない。

ト やむを得ないものであり、かつ、職員の心身にかかる負担の程度が軽易であるようしなければならない。

チ やむを得ないものであり、かつ、職員の心身にかかる負担の程度が軽易であるようしなければならない。

は、第十三条第一項第三号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に第十四条第二項の基準に適合するよう、当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第十三条第二項の人事院規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(超過勤務を命ずる際の考慮)

第十六条 各省各庁の長は、職員に超過勤務（勤務時間法第十三条第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第十六条の二 各省各庁の長は、定年前再任用短時間勤務職員等に超過勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する官職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第十六条の二の二 各省各庁の長は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ぜるものとする。

一次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあっては、時間）

イ 口に掲げる職員以外の職員 次の（1）及び（2）に定める時間

(1) 一箇月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間

(2) 一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間

ロ 一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員 次の（1）及び（2）に定める時間及び月数

(1) 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

(2) イ及び次号(ロを除く。)に規定する時間及び月数
二 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他業務の遂行に關する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として各省各庁の長が指定するものに勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一箇月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満

ロ 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

二 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六箇月

各省各庁の長が、特例業務(大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認めるものをいう。以下この項目において同じ。)に從事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項目(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。人事院が定める期間において特例業務に從事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として人事院が定める場合も、同様とする。

3 各省各庁の長は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ぜる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならぬ。

4 前三項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関する事項は、人事院が定める。
 (超勤代休時間の指定)

第十六条の三 勤務時間法第十三条の二第一項の人事院規則で定める期間は、給与法第十六条第三項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「六十時間超過月」という。)の末日の翌日から同日起算日とする。

2 各省各庁の長は、勤務時間法第十三条の二第一項の規定に基づき超勤代休時間(同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(勤務時間法第十五条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第四項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与法第十六条第三項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 給与法第十六条第一項第一号に掲げる勤務時間に係る時間(次号に掲げる時間を除く。)当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 育児休業法第十六条(育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。)又は第十四条の規定により読み替えられた給与法第十六条第一項ただし書又は第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与法第十六条第一項第二号に掲げる勤務時間に係る時間当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分(年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間)を単位として行うものとする。

4 各省各庁の長は、勤務時間法第十三条の二第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた

勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならぬ。ただし、各省各庁の長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

各省各庁の長は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

各省各庁の長は、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

超勤代休時間の指定の手続に關し必要な事項は、人事院が定める。

第四章 休日の代休日

(代休日の指定)

第十七条 勤務時間法第十五条第一項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする八週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(勤務時間法第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。

各省各庁の長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

代休日の指定の手続に關し必要な事項は、人事院が定める。

第五章 休暇

(年次休暇の日数)

第十八条 勤務時間法第十七条第一項第一号(育児休業法第十七条又は第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十八条の三において同じ。)の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

一 斎一型短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいふ。以下同じ。)二十日に斎一型短時間勤務

職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数
二 不齊一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のもの）をいう。（以下同じ。）一百五十五時間に育児休業法第十七条若しくは第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項又は勤務時間法第五条第二項の規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

二　國家公務員退職手当法施行令（昭和二十九年政令第二百五十五号）第九条の二各号に掲げる法人

三　国家公務員退職手当法施行令第九条の四各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。）

三　前二号に掲げる法人のほか、人事院がこれらに準ずる法人であると認めるもの

勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　当該年の前年ににおいて官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員であつた者であつて引き続き当該年に職務に復帰したるもの

二　当該年の前年に於いて官民人事交流法第二

5 第一項第二号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、人事院が別に定める日数とする。

第十八条の三 次の各号に掲げる場合において一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては勤務時間法第十七条第一項第一号又は第二号に規定する日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得る。

二 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不賃一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不賃一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不賃一型育児短時間勤務を始める場合は、児童時間勤務職員等が不賃一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務のうち不賃一型短時間勤務以外のものを終える場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

一 当該年の中途において、新たに職員とな
り、又は任期が満了することにより退職する
こととなる職員（次号に掲げる職員を除く。）
その者の当該年における在職期間に応じ、
別表第一の日数欄に掲げる日数（定年前再任
用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員
等にあっては、その者の勤務時間等を考慮
し、人事院が別に定める日数（以下「この日数」

法第二十条に規定する交流採用職員となつたもの
三 一 当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に行政執行法人職員等となり引き続き再び職員となつたもの
二 当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に官民人事交流法第八条第一項に規定する文部省職員となつて引き続き当該年に官民人事交流法第八条第一項に規定する文部省職員となつたもの

変更前の勤務形態を始めたときにつきにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始まりに至るまでは当該勤務形態を始まりに至るま

合 勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前ににおける勤務日ごとの勤務時間の時間数をもとに、勤務時間の時間数を除して得た率の勤務時間の時間数で除して得た率

四 不育一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いだ一型育児短時間勤務を始める場合は、

一、当該年において、行政執行法人職員等（勤務時間法第十七条第一項第三号に規定する行政執行法人職員等）をいう。以下この条において同じ。」となつた者であつて引き続き新たに職員となつたもの又は官民人事交流法第二条第二項に規定する民間企業に雇用された者であつて引き続き官民人事交流法第二十条に

勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。
一　一年年前再任用時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等による一週間以上の

勤務時間の時間数を七時間四十五分とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
(年次休暇の繰越し)

規定する交流採用職員となつたもの、行政執行法人職員等となつた日又は同条に規定する交流元企業に雇用された日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数から「新たに職員となつた日の前日」までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮

イ：当該年の初日以降に職員となつた場合、二十日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあつては、当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数）に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該残日数が二十日を越える場合にあつては、二十日）を加えて得た日数

ロ：当該年の初日以後に職員となつた場合

時間勤務職員等以外の職員が一週間にどの時間数の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「育児短時間勤務」）という。を始める場合、育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異なる文一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が育児短時間勤務若くは育児短時間勤務（育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務のうち、一週間間

二十日（第十八条各号に掲げる職員について）は、同条の規定による日数を超えない範囲内に、該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、一日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。）とする。（年次休暇の単位）

2 勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のか、次に掲げる法人とする。
し、人事院が別に定める日数) (当該日数が基本日数に満たない場合には、基本日数(数)

二　の号イの日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇日数又は年次休暇の日数を減じて得た日数
勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める
勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める
勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める

との勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものと、次号において同じ。)を終える場合、勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

であると認められる場合 人事院が定める期間における一日の範囲内の期間

十 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定期日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前日の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき

十一 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかるたその子の世話を又は疾病的予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年のにおいて五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

十二 要介護者の介護その他の人事院が定める世話をを行う職員が、当該世話をうため勤務しないことが相当であると認められる場合

十三 職員の親族（別表第二の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

十四 職員が父母の追悼のため特別な行事（父母の死亡後人事院の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一日の範囲内の期間

十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実ため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年の七月から九月までの期間

（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難である場合）

ると認められる職員にあつては、一年の六ヶ月から十月までの期間内における、週休日、勤務時間を割り振らない日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間

十六 地震、水害、火災その他の災害により生ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 七日の範囲内の期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められると認められる者で人事院が定めるものと認めた期間は、一週間以上の期間とする。

十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

十九 前項第五号の二及び第九号から第十二号までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、一日又は一時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

二十 割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないとき 一日を単位とする特定休暇は、一回の勤務に割り振られる勤務時間のすべてを勤務しないときによる。

二十一 一時間単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて一日とする。

二十二 一次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 七時間四十五分

二十三 斎一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（七時間四十五分を超える場合にあっては、七時間四十五分とし、一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時

三 不齊一型短時間勤務職員 七時間四十五分
（介護休暇）

二十三 条 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める者は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）とする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹
二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上父母関係と同様の事情にある者を含む。別表第二において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院が定めるものと認めた者で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

三 勤務時間法第二十条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し行わなければならない。

四 各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

五 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し申し出なければならない。

六 各省各庁の長は、職員から前項の規定による定期期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

七 第四項又は前項の規定にかかるわらず、各省各庁の長は、それぞれ、申出の期間又は第三項の規定による定期期間の延長の指定の申出があつた場合にあっては、七時間四十五分とし、一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時

下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第二十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかなる日では、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

八 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

二十三 条の二 介護休暇の単位は、一日又是一時間とする。

二 一日時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

二十三 条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

二 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認）

二十四 条 勤務時間法第二十二条第一項第六号及び第七号の休暇とする。

二十五 各省各庁の長は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第二十七条第一項において同じ。）の請求について、勤務時間法第十八条に定める場合又は第二十二条第一項各号に掲げる場合に該当すると認めると、これと承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても第一項の目的を達成することができる」と認められる場合は、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

二十六 条 各省各庁の長は、介護休暇又は介護時間の請求について、勤務時間法第二十二条第一

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。
附 則 (平成二十八年二月五日人事院規則一五一—四一三二) 抄
(施行期日)
1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年一二月一日人事院規則一五一—一四一三三) 抄
(施行期日)
第一條 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
(平成二十八年改正法附則第四条の規定による指定期間の指定)
第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十号。以下「平成二十八年改正法」という。)附則第四条に規定する職員の申出は、勤務時間法第二十条第一項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、各省各庁の長(勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)に対し行わなければならぬ。
2 各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定がなされた場合には、平成二十八年改正法附則第四条に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
3 平成二十八年改正法附則第四条に規定する職員(以下「職員」という。)は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
4 各省各庁の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
5 第二項又は前項の規定にかかるらず、各省各庁の長は、それぞれ、平成二十九年一月一日から第一項の規定により申し出た指定期間の末日

とすることを希望する日までの期間(以下「施行後申出の期間」という。)又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり規則一五一—四一六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定する。
附 則 (令和三年一二月一日人事院規則一五一—一四一三八) 抄
(施行期日)
この規則は、令和四年一月一日から施行する。
附 則 (令和四年二月一八日人事院規則一一七九) 抄
(施行期日)
第一條 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日人事院規則一五一—一四一三四) 抄
(施行期日)
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年一二月一日人事院規則一一七一) 抄
(施行期日)
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年一二月七日人事院規則一五一—一四一三五) 抄
(施行期日)
この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。
附 則 (平成三一年一二月一日人事院規則一五一—一四一三六) 抄
(施行期日)
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

とする。
附 則 (平成三一年一二月一日人事院規則一五一—一四一三七) 抄
(施行期日)
この規則は、平成三一年四月一日から施行する。
附 則 (令和四年六月一七日人事院規則一五一—一四一三九) 抄
(施行期日)
この規則は、令和四年十月一日から施行する。
附 則 (令和五年一月二〇日人事院規則一五一—一四一四〇) 抄
(施行期日)
この規則は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (令和五年旧法改正前法附則第三条の規定による改正前の法をいう。) 附則第三条の規定による改正する法律(令和三年法律第六十一号)を改正する。
第一條 令和五年旧法改正前法附則第三条の規定による改正前の法をいう。
二 令和五年旧法改正前法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。
三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。
四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。
五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。
六 施行日 この規則の施行の日をいう。
七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十二条の四第一項又は第八十三条の五第一項の規定により採用された職員をいう。
八 改正後の人事院規則一五一—一四における暫定再任用職員に関する経過措置

第十二条 暫定再任用職員は、規則一一一二(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)第十二条の規定による改正後の規則一五一—一四第三条第一項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等(次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」とみなして、同規則第十八条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を適用する。
二 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用
第三条 この規則による改正後の規則一五一—一四第三条第五項又は前条の協議は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
附 則 (令和五年二月二八日人事院規則一五一—一四一四一) 抄
この規則は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (令和六年一二月一日人事院規則一五一—一四一四二) 抄
(施行期日)
この規則は、令和六年一月一日から施行する。
附 則 (令和六年三月二九日人事院規則一一一八二) 抄
(施行期日)
この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日から、第五条の規定並びに第十二条中規則一五一—一四の目次の改正規定、同規則中第一

る。 条の二を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定及び同規則第十三条第一項第三号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

第二条 各省各庁の長（勤務時間法第三条に
（勤務時間法の一
部改正に伴う経過措置）

(令和五年法律第七十三号。附則第四条において「令和五年改正法」という。) 第三条の規定の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に勤務時間法第六条第三項(育児休業法第十七条(育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により勤務時間を作り振ろうとする場合又は勤務時間法第六条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ろうとする場合(規則一五一一四第四条の二の規定により職員が選択する期間(以下この条において「選択単位期間」という。)が一週間である場合を除く。)において、単位期間(勤務時間法第八条第三項に規定する単位期間をいう。以下同じ。)の初日としようとする日から起算して四週間(選択単位期間が二週間又は三週間である場合には、それぞれ二週間又は三週間)を経過する日が、施行日以後に到来するときは、同規則第四条の二の規定にかかわらず、当該単位期間の末日を施行日の前日以前とするために必要な限度において、当該単位期間を一週間、二週間又は三週間とすことができる。

(雑則)
第四条 前二条に定めるもののほか、令和五年改正法及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

在職期間	一月に達するまでの期間	二月を超え一月に達するまでの期間	三月を超え二月に達するまでの期間	四月を超え五月に達するまでの期間	五月を超えて六月に達するまでの期間	六月を超えて七月に達するまでの期間	七月を超えて八月に達するまでの期間
十三日	二日	三日	五日	八日	十日	十二日	十四日